

## 1 宮崎県の沿道修景美化について

### (1) はじめに

本県は、九州の東南端に位置し、西は九州山地を背に東は太平洋に面しており、霧島屋久国立公園、祖母傾国定公園、九州中央山地国定公園、日豊海岸国定公園、日南海岸国定公園に代表される風光明媚な山岳と海岸地形を併せ持っております。平均気温 18.2 度、年間降水量 3,126 mm、日照時間 2,145.7 時間と気象に極めて恵まれ、植生についても温帯から亜熱帯にいたるまで広範囲にわたって多種多様な植物の分布がみられます。また温暖な気象条件は、住みやすい生活環境を形成し、特異な歴史環境のもとに創造された神話伝説に包まれた数多くの史跡文化財が存在し、豊かな自然とあいまって「日本のふるさと」のイメージを一層強くしています。

こうした優れた環境を保護し、さらに緑あふれる郷土づくりを推進するとともに道路を単に人や物を輸送するための施設としてではなく、利用者に快適性と心のやすらぎ・ゆとりを与える場としての道路をつくるという考えのもとに、県内の主要道路に樹木及び花木等を植栽し沿道における景観美の育成を図ってきました。

### (2) 沿道修景美化について

本県では、いち早く観光の振興を県政の重要施策の一つとして推進し、その一環として県土全体を公園のように美しくする“全県公園化構想”のもとに、優れた自然景観を保護しながら美しい郷土づくりに努め、住みよい豊かな社会づくりを目指しています。

県内の沿道に初めて修景の美化のために植栽が行われたのは昭和 12 年で、ロードパークとして知られている日南海岸の国道沿いに宮崎バス株式会社（現：宮交ホールディングス株式会社）の手によって、フェニックスが植栽されました。

しかしながら、道路管理者として体系的に道路沿道に花木等を植栽する沿道修景に取り組んだのは昭和 37 年に国道 10 号沿いにパンパスグラスを植えたのがその始まりです。その後、昭和 38 年には関係機関、各団体によって宮崎県“美しい郷土づくり運動”推進協議会が結成され、全県的に花木等の植栽が進められ、生活環境の美化に関する県民運動が推進されることになり、今日まで多大の成果をあげてきました。昭和 44 年には全国で初めて沿道修景に係る条例「宮崎県沿道修景美化条例」を制定し、昭和 37 年以来実施してきた沿道における自然景観の保護と修景植栽事業を集大成し、沿道修景美化の進むべき方向を明確にしながら「美しい郷土づくり」に努めています。



橘公園のフェニックスとロンブル（宮崎市）



国道 10 号のパンパスグラス（高鍋町）

### (3) 宮崎県沿道修景美化条例

この条例の目的は、「県内の沿道において、すぐれた自然景観及び樹木その他の植物を保護するとともに、花木類の植栽等を行うことによって、沿道の修景を図り、もって郷土の美化を推進すること」にあります。また、「自然公園法」及び「都市公園法」等の法律や条例で修景を図る必要のある地域などは指定の対象から除外されています。

条例の内容は、「自然公園法」、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」、また「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」等に準拠し、私権行使の中の特定の行為については許可、届け出を要し、当然のことながら損失補償規定が設けられています。また助成の措置も講じられ、指定対象のための必要経費の一部が補助されることになっています。

この条例の骨子である指定地区等の概要は、次のとおりです。

#### ① 沿道自然景観地区

「県内の沿道において代表的な自然の風景地及びその眺望を妨げない地」で知事が指定する地区を指定しています（風景地の対象としては山岳、田園、溪流、湖沼等）。

#### ② 沿道修景植栽地区

「県内の沿道における樹木その他の植物の植栽地で道路の各一側について幅 20 メートルをこえない範囲」で知事が指定する地区をいい、この条例の制定時点において“美しい郷土づくり運動”により、既に植栽が行われている地区、また今後積極的に植栽を進めていく必要のある地区を指定の対象としています。

#### ③ 沿道修景指定樹木

「県内の沿道において美観風致を維持する樹木又は樹木の集団」で知事が指定するものをいい、古木や樹姿が美しいもの等ランドマークとして指標効果の高い樹木又は群落を所有者の協力を得て指定するものです。



沿道修景植栽地区（宮崎島之内線 楠並木）



沿道修景指定樹木（クスノキ 西都市）

### (4) 指定樹木の管理

県は、条例に基づいて、美観風致の維持向上を図るために指定した沿道修景指定樹木については、その所有者に対して助成を行っています。

助成の対象となる経費は、次のとおりです。

- ① 沿道修景指定樹木の施肥、剪定、薬剤散布、周辺の除草、下刈りその他の保護管理に要する経費。
- ② 前号の樹木の倒伏及び危険防止のために行う支柱、その他保護施設の新設、増設又は改良に要する経費。

### (5) 沿道修景植栽事業の推進

沿道修景の中心的役割を果たしているのが沿道修景植栽地区の修景事業ですが、その進め方、管理状況等については、次のとおりです。

#### ① 沿道修景植栽事業の進め方

昭和 37 年以来、県内の主要国県道における道路景観の保護育成を目的として、県はもとより市町村、地元団体、民間企業等によって積極的に花木等の植栽を実施してきました。

特に国道 220 号については、早くから日南海岸ロードパークの完成を目指して、地元企業である宮崎バス株式会社（現：宮交ホールディングス株式会社）の手によってフェニックス、コバナセンナ、山桜等が多数植栽されてきました。

昭和 44 年以降は、沿道修景美化条例に基づいて体系的に修景植栽を進めてきましたが、植栽にあたっては地域の立地条件等を考慮した樹種の選定が必要であり、次の点に留意しています。

- ア 周辺に農耕地がある場合は、日陰をつくらないこと。
- イ 交差点付近では、交通安全上から視界を妨げないように修景を考えること。
- ウ 植栽用地が狭い場合は、大木となる樹種は選定しないこと。
- エ 海岸道路においては、耐潮性の強いものにする。
- オ 開花時期に充分配慮し、四季を通じて沿道に花がみられるような組み合わせとすること。

#### ② 沿道修景植栽地区等の管理

良好な道路景観を確保していくためには、植栽された花木等のもとより、周辺を含めての維持管理が極めて重要であり、草刈り、剪定、施肥、清掃、病虫害防除等については、各土木事務所が管内の業者に委託して維持管理しています。

#### ② 沿道修景に関する協定

沿道修景美化条例の目的達成のためには、関係者の十分な理解と協力を得ることが必要です。特に本県では一般国道 10 号及び 220 号の維持管理が最も重要視されているところから、昭和 46 年に「一般国道 10 号及び 220 号の沿道修景に関する協定」を取り交わし、国の協力を得ながら事業の円滑な運営を図っています。



国道 220 号のコバナセンナの植栽活動



国道 220 号の修景状況

### (6) これからの課題と宮崎県沿道修景美化基本計画の策定

昭和 37 年以来、修景植栽事業に努めてきた一方で、沿道修景美化条例の制定から 50 年以上経過し、植栽した樹木の高木化や老木化が進み、維持管理や交通安全、景観上の懸念が生じているほか、厳しい財政事情も踏まえて、今後の維持管理のあり方を見据え

た修景計画の再検討が必要となっています。加えて、新たな観光地の登場、高速自動車等の開通及び大型クルーズ船の寄港による交通の流れと玄関口の変化など、時代とともに移り変わっていく観光客の動向への対応も必要となっています。さらに、これまでの沿道修景美化条例の理念や取組を発展的に継承し、地域や県民、事業者等と行政とが一丸となって県土の包括的な美化に取り組むことを目的とした「美しい宮崎づくり推進条例」が制定されるなど、郷土の美化を進める上で、沿道修景美化の果たす役割はますます大きくなっています。

このため、沿道修景美化を取り巻く環境の変化や課題に対応すべく、これまでの沿道修景美化条例の基本的な考え方は継承しながら、今後目指していく目標像や具体的な対応方針等について定めた「宮崎県沿道修景美化基本計画」を平成29年3月（令和3年11月改訂）に策定しました。

今後は、この基本計画の下でメリハリのある沿道修景美化の実現とおもてなしの道路環境づくりを推進するとともに、県民等との協働による維持管理や地方創生につながる取組など、新たな事業展開についても検討しながら、沿道空間における「美しい宮崎づくり」を推進していくこととしています。

### （7）おわりに

修景用花木の維持管理については、最近の厳しい財政状況から、より経済的な管理方法等を検討していく必要がありますが、四季の花々が咲き誇る緑豊かな道路環境を保護育成することは、県民はもとより本県を訪れる人々に潤いや安らぎを与え、住みよい社会づくりに大きく寄与するものと確信しています。

今後とも、広く県民の協力を得ながら沿道自然景観地区、沿道修景植栽地区及び沿道修景指定樹木の適切な維持管理を図り、良好な道路景観の保護と育成に努めていきたいと考えております。

## (8) 沿道修景関係の歴史ダイジェスト

- 昭和 12 年頃 官交ホールディングス株式会社の創業者で、本県観光の父と呼ばれている岩切章太郎氏が、日南海岸堀切峠にフェニックスを植栽  
 ※日南海岸沿いの道路を「ロードパーク」として“観光目的”に整備
- 昭和 30 年 日南海岸ロードパーク 日南海岸国定公園指定
- 昭和 34 年 『全県下花いっぱい美しい郷土づくり県民運動』【全県公園化構想】
- 昭和 37 年 行政として沿道修景への取組を開始 (国道 10 号沿いにパンパスグラスを植栽)
- 昭和 38 年 『美しい郷土づくり運動推進協議会』(県内の関係機関・団体により結成)
- 昭和 39 年 県花にハマユウを制定
- 昭和 41 年 県木フェニックスを制定
- 昭和 43 年 みやざきフラワーショー開催
- 昭和 44 年 **宮崎県沿道修景美化条例の制定 (全国初)**
- 昭和 48 年 第 24 回全国植樹祭開催 (小林市)
- 昭和 58 年 新ひむかづくり運動県民会議発足
- 昭和 63 年 宮崎・日南海岸リゾート構想指定
- 平成 3 年 全国花のまちづくりコンクール開催
- 平成 6 年 花とみどりのみやざきコンクール開催
- 平成 11 年 グリーン博みやざき開催
- 平成 14 年 県木に「ヤマザクラ」と「オビスギ」を追加
- 平成 16 年 第 55 回全国植樹祭開催 (西都市)  
 景観法の制定
- 平成 19 年 宮崎県景観形成基本方針の策定
- 平成 24 年 国道 10 号・220 号のワシントニアパークの管理方針に関する検討会
- 平成 27 年 県内全市町村が景観行政団体に移行
- 平成 29 年 美しい宮崎づくり推進条例の制定  
 宮崎県沿道修景美化基本計画の策定



堀切峠 (年代不明) 資料 : 宮崎交通



現在の堀切峠